

【別添1】

令和5年5月8日

介護サービス事業者
介護保険施設 各位

安城市長 三星 元 人
(公 印 省 略)

介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いに
ついて（通知）

このことについて、令和4年1月5日付け「介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて」（以下、「旧通知」という。）において、サービスの提供によって事故が発生した場合の取扱いをお示ししておりましたが、本通知以降の取扱いを下記のとおりとしますのでよろしくお願ひします。

なお、旧通知及び令和4年10月5日付け「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の報告様式の変更について（依頼）」については、廃止することとします。

記

1 対 象

- (1) 安城市の被保険者が受けた介護保険指定事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービス
- (2) 安城市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス

2 連絡を要する事故等

連絡事項区分	説 明
サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">◇ 報告が必要な場合 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ※ 勤務医等がいる場合は、「勤務医等がいない場合に外部受診させる程度か否か」で判断する。◇ ケガの程度にかかわらず、連絡する必要がある場合<ul style="list-style-type: none">・ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に見舞金や賠償金を支払った場合 ・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合 <p>◇ 「サービスの提供」には、送迎及び通院中も含む。</p>
イ	食中毒及び感染症の発生	<p>◇ 死亡又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。</p> <p>◇ 10名以上または全利用者の半数以上の感染が発生した場合。 (発生時のみ。その後の経過を報告する必要はありません。)</p> <p>※報告対象施設は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け厚生労働省通知)別紙に記載された施設のみとします。</p>
ウ	職員(従業者)の法令違反・不祥事件等の発生	<p>◇ 利用者の処遇に影響がある場合。 (例:利用者からの預り金の横領、虐待及び不適切な行為など)</p>
エ	その他連絡が必要と認められる事故の発生	<p>◇ 利用者等の保有する財産を滅失させたなど。</p>

3 報告時使用様式

2の連絡事項区分に応じて、各様式にてご報告ください。なお、(2)については、必要事項が記載されていると判断されれば、任意様式でも構いません。

(1) 2ア、ウ、エ

別紙様式「事故報告書」を標準とします。

(2) 2イ

別紙様式「感染症の発生に関する報告書」を標準とします。

4 連絡手段

2イの場合は、速やかに報告書をご提出ください。2ア、ウ、エについては、以下の手順でご対応ください。

(1) 第1報

事故等が発生した場合は、速やかに市へ別紙様式「事故報告書」内1～6の内容についてご連絡ください。連絡方法は任意(電話、FAX等)とします。なお、事故発生から遅くとも5日以内にお願ひします。

(2) 経過連絡

その後の経過についても、順次市へご報告ください。

例) 利用者とのトラブルの発生、意識の回復等

(3) 報告書の作成

事故処理の区切りがついたところで、別紙様式内の項目を全て記入し、ご提出ください。

担 当 高 齢 福 祉 課 介 護 保 険 係

電 話 0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 9 0

F A X 0 5 6 6 - 7 4 - 6 7 8 9